

横浜市記者発表資料

令和7年6月19日
健康福祉局障害施策推進課
健康福祉局障害施設サービス課

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 指定障害福祉サービス事業者の指定の一部効力停止処分について

横浜市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」といいます。）に基づく監査を実施した結果、訓練等給付費の不正請求の事実を確認したため、次のとおり法の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者の一部の効力を停止することを決定しました。

1 指定障害福祉サービス事業者（法人）の名称等

- (1) 事業者の名称 社会福祉法人同愛会
(2) 事業者の所在地 横浜市保土ヶ谷区上菅田町金草沢1,749番地
(3) 代表者 理事長 高山 和彦

2 事業所の名称等

- (1) 事業所の名称 なかまの家2
(2) 事業所の所在地 横浜市緑区鴨居七丁目19番8号
(3) サービスの種類 共同生活援助
(4) 利用定員 65名（13か所）
(5) 指定年月日 平成18年10月1日

3 処分内容

- (1) 処分内容 指定の一部効力停止（新規利用者の受入停止・3か月間）
(2) 処分年月日 令和7年6月19日
(3) 処分期間 令和7年7月1日から令和7年9月30日まで

4 処分の理由

不正請求（法第50条第1項第6号）
令和6年4月から9月までの間、入居予定の方（2名）の訓練等給付費（帰宅時支援加算及び長期帰宅時支援加算）を不正に請求し、これを受領した。

5 訓練等給付費の返還

返還を求める額：359,138円

不正に受領した訓練等給付費について、返還を求めます。

なお、訓練等給付費のうち法第8条第2項の規定に該当するものについて、利用者ごとに、訓練等給付費に100分の40を乗じて得た額を加算した額の合計の返還を求めます。

返還を求める額		
不正に受領した訓練等給付費	40%を乗じた加算額	合計
256,528円	102,610円	359,138円

6 利用者について

令和7年6月19日付で指定の一部効力停止の処分を受け、当該事業所は、新規利用者の受入を令和7年7月1日から9月30日までの3か月間停止します。

なお、本処分により、既に入居されている利用者への影響は生じません。

【参考】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）
(抜粋)

(不正利得の徴収)

第 8 条 2 市町村等は、第 29 条第 2 項に規定する指定障害福祉サービス事業者等（略）が、偽りその他不正の行為により介護給付費、訓練等給付費（略）の支給を受けたときは、当該事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に 100 分の 40 を乗じて得た額を支払わせることができる。

(指定の取消し等)

第 50 条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害福祉サービス事業者に係る第 29 条第 1 項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

1～5 （略）

6 介護給付費若しくは訓練等給付費又は療養介護医療費の請求に関し不正があったとき。

7～10 （略）

（以下、略）

お問合せ先

- ・指定の一部効力停止処分に関するこ

健康福祉局障害施策推進課長 中村 剛志 Tel 045-671-3569

- ・事業所の監査・指導に関するこ

健康福祉局障害施設サービス課長 大津 豪 Tel 045-671-2377